



平成30年度 重点事項について

本市に息づく「地域ぐるみの子ども・若者支援」を推進し、子ども・若者はもとより、地域全体が元気になっていくまちの実現に向けて、全力で取り組む。

特に、30年度は、将来の改革を見据えて関係団体等と幅広い議論を行っていく中で、保育所待機児童等の喫緊の課題に的確に対処することはもちろんのこと、貧困家庭等の子ども・若者への支援をはじめ、真に支援を必要とする子ども・若者への取組を進めていくことがすべての子ども・若者の支援につながるとの考えのもと、支援の充実に取り組んでいく。



1 将来の改革を見据えた関係団体等と一体となった取組

(1) 子ども・若者に係る総合的な計画策定に向けた着実な準備

妊娠前から妊娠・出産までの方とその家庭、乳幼児から若者までとその家庭を対象とした「切れ目のない支援」を実現するため、新たに設置した「京都市はぐくみ推進審議会」において意見を聴く中で、必要な施策が必要な方に届いているか、支援の継続性が図られているか等の観点を持って、調査項目等の精査を行い、子ども・若者に係る総合的な計画の基礎資料となる市民ニーズ調査等を実施する。

特に、地域の子育て支援機能については、上記の市民ニーズ調査等の結果も踏まえ、必要な機能の確保の在り方について、より重点的な検討・取組を実施していく。

(2) 放課後の居場所づくりの検討

学童クラブ事業については、引き続き、小学校の余裕教室等の活用による実施場所の確保等を第一に検討する中で、待機児童ゼロの継続に向けて取り組んでいく。

また、(1)で実施する市民ニーズ調査等に併せて、放課後の過ごし方に関する実態調査を行い、児童館、放課後ほっと広場、地域学童クラブ、放課後まなび教室、放課後デイサービス等の様々な施策のニーズ・活用状況を把握し、基本的な取組に対する考え方を整理したうえで、必要な施策展開について検討していく。

(3) 若者支援施策の在り方検討

青少年を取り巻く状況が大きく変化する中で、「孤立する若者」を支援するため、既存施設からのアウトリーチやユースワーカーの育成等の新たな問題提起がされていることを踏まえ、これまで実施してきた青少年の育成と支援に係る事業の効果を改めて把握し、青少年の活動拠点となってきた青少年活動センターの意義等について改めて検討を行い、新たな若者支援施策の在り方について検討していく。

(4) 「はぐくみ文化」の一層の推進

「京都市はぐくみ憲章」の実践の推進と啓発に取り組む市民ネットワーク「京都市はぐくみネットワーク」との密接な連携のもと、行政区単位の活動強化を図ることにより、教育や子育て支援はもとより、文化、レジリエント、産業、観光、健康長寿等、あらゆる施策・分野と連携・融合を図った市民運動となるよう引き続き取り組んでいく。

(5) 就学前施設と小学校の連携等の推進

幼稚園・保育園（所）等の就学前施設と小学校との連携・入学児童の情報共有推進に向けた取組を検討するため、新たにプロジェクトチームを設置し、教育委員会事務局とも連携しながら調査研究を実施する。

2 保育所待機児童等，喫緊の課題への的確な対処



(1) 保育所待機児童ゼロ等の継続

医療的ケアの必要な子どもへの保育提供体制を新たに確保するなど、これまでよりも一歩進んだ取組を実施し、平成26年度から5年連続となる国基準上の待機児童ゼロの継続はもとより、市民の方に「保育を利用しやすい」と実感いただける取組を推進していく。

また、保育ニーズが減少傾向にある提供区域では、その原因や対応策について丁寧に確認する中で、必要な提供体制が将来的に確保されるよう、安定的な園運営についてサポートする。

あわせて、崇仁保育所の民間移管を着実に進めていくとともに、平成31年度から民間移管する淀保育所、修学院保育所について、円滑に移管できるよう引継ぎ、共同保育を進める。

(2) 幼児教育・保育の一体的な推進

本市では、私立幼稚園助成や就園奨励費等による幼稚園教育の振興、民間保育園に対する国より手厚い保育士配置及び職員処遇改善等により、幼児教育・保育の質の確保に努めてきた。

それぞれの施策の質を確保するため、これらの取組を継続しつつ、これまで以上に幼児教育・保育を一体的に推進していくとともに、平成31年度から先行実施される幼児教育無償化に備えて、必要な準備作業を関係団体と一体となって滞りなく進めていく。

3 真に支援を必要とする子ども・若者への切れ目のない支援



(1) すべての子ども・若者を大切にする取組の推進

徹底した実態把握に基づき策定した「貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」で掲げた13の新規施策と24の充実施策を含めた計133の施策について、着実に進めていく。

また、児童虐待に係る相談・通告件数が増加する中であっても、児童福祉センターが軸となって、関係機関や地域との密接な連携のもと、速やかに状況確認を行い、親子関係の再統合を基本としつつも、必要であれば速やかに親子分離を図る等、「子どものいのちを守り抜く」取組の徹底を図る。

加えて、児童養護施設等に入所した子ども・若者について、新たに配置した支援コーディネーターによる退所後を見据えた支援や本市独自の就学支援によって、生まれ育った環境によって将来を左右されることのないよう、取り組んでいく。

更に、障害児支援に係る実態把握を行い、その結果を調査・分析したうえで今後の施策について検討する。

(2) 区役所・支所「子どもはぐくみ室」の機能強化

子どもに関する相談・対応を一元的に行う「子どもはぐくみ室」において、子育て家庭が必要とするニーズに「気づき」、必要とする支援に「つなぐ」、総合的な窓口としての子育て支援コンシェルジュ機能がこれまで以上に発揮されるよう、現場の意見を聴きながら、マニュアルの整備や研修の充実、更には、訪問支援や健診体制等について事務の見直し・効率化を図り、一層の強化を図っていく。

また、発達支援や要保護要支援児童対策をより効果的に実施していくために子育て支援拠点として求められる機能についても、引き続き検討を行い、充実を図っていく。